

## 社会倫理研究奨励賞（野田賞） 取扱要領

### 第1条 [本賞の目的]

- ① 南山大学社会倫理研究所（以下、研究所と略記する。）は、社会倫理に関する研究の促進ならびに普及に資するための事業の一環として、若手研究者による同分野における優れた研究で、南山大学の建学の精神に合致する業績論文に対して、社会倫理研究奨励賞および審査員賞（以下、研究奨励賞等と略記する。）ならびに副賞（それぞれ給付研究奨励金30万円、3万円）を授与することとする。
- ② 本事業遂行のため寄付金をお寄せいただいた元研究所員の名前を略称として取扱標題に使用する。

### 第2条 [受賞対象]

- ① 応募締切を毎年12月上旬とし、応募締切日の前年12月1日より当年11月30日までに日本語で公開された論文を受賞対象とする。但し、奥付に記された発行時期と実際の発行時期が異なる場合の扱いは、研究所内に設置される予備審査委員会が決定する。
- ② 連載論文については、当該論文最終号が発行された月日を論文全体の発行日として取り扱う。
- ③ 賞対象者の年齢は、原則として論文刊行時40歳未満とする。
- ④ 応募は、自薦および他薦とする。自薦の場合には本人による800字以内の要約を、他薦による場合には推薦文を添付することを要する。

### 第3条 [選定委員会および予備審査委員会]

- ① 研究所は、研究奨励賞等を選定するために、選定委員会および予備審査委員会を設置する。
  - 1 選定委員会は、学外からの委員長1名、学外委員1名、学内委員3名の合計5名でこれを構成する。
  - 2 予備審査委員会は、研究所所長および研究所第一種研究所員で構成する。予備審査委員会には、必要に応じて第二種研究所員を充当することができる。
  - 3 予備審査委員会は、1次審査として、候補論文の中から5篇を選定する。
- ② 選定委員会の委員長および委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- ③ 授賞論文の決定は、1次審査によって選定された5篇の候補論文の中から、毎年2月に開催される選定委員会において、委員長および選定委員による協議に基づいて行う。
- ④ 委員長は、決定後直ちに研究所に審査結果を選定理由とともに通知する。

### 第4条 [授賞式]

- ① 研究所所長および選定委員長は、研究所を代表して、毎年3月下旬までに、研究奨励賞等の受賞者を南山大学内で表彰する。
- ② 授賞式において、受賞者は記念講演を行うこととする。

### 第5条 [結果公表]

審査結果は、『時報しゃりんけん』（毎年5月発行予定）に掲載する。

### 第6条 [個人情報の取扱]

- ① 本賞の審査過程（第2条④）において入手した個人情報は、審査の目的に資するよう適切に使用するものとし、目的外使用を禁ずる。
- ② 取扱についての詳細は、南山大学個人情報保護に関するガイドラインに拠る。

附則 この取扱要領は、2007年4月1日より施行する。

附則 この取扱要領の改正は、2008年5月27日より施行する。

附則 この取扱要領の改正は、2013年12月4日より施行する。